

40年超「美浜」停止認めず

稼働高経年化原発で初判断

大阪地裁

運転期間が四十年を超えて国内で唯一稼働している関西電力美浜原発3号機(美浜町)は高経年化が進み安全性に問題があるとして、約八十キロ圏内の福井、滋賀、京都の三府県の住民九

人が関西電力に運転の停止を求めた仮処分で、大阪地裁は二十日、住民側の申し立てを却下し、差し止めを認めない決定をした。美浜3号機の高経年化対策や安全性に問題はないと判断した。

住民側は不服として即時抗告も検討する。■**関西電力** 四十年を超えて稼働中の高経年化原発に対する初の司法判断。原発の再稼働を推進する国は運転期間を「原則四十年、最長六十年」

とする現行ルールを見直し、六十年超の運転を可能とする仕組みの整備を進めている。

井上直哉裁判長は決定理由で、東京電力福島第一原子力規制委員会の新規制基準は設備や機器の経年化対策を求め、関電は基準に沿って技術的に評価し、規制委の審査で運転の延長が認められたと指摘。関電の評価手法や規制委の審査に不合理な点はなく「新規制基準が定める対策以上に安

全性を厳格、慎重に判断しなければならぬ事情はない」と判断した。

関電が定めた最大加速度九九二gという基準地震動(耐震設計の目安となる地震の揺れ)は、立地する地盤の断層の長さや幅などを地震動がより大きくなる方向で想定し、耐震補強工事も適切に実施しているとして美浜3号機の耐震安全性に問題はないと結論付けた。住民側は放射性物質が拡散される重大事故が起きた場合の避難ルートや避難先

の設定が不合理で避難計画に不備があり、被ばくして人格権が侵害される具体的危険があると主張。決定は

「避難を要する事態が発生する具体的危険の疎明は十分とは言えず、不備は認められない」と退けた。

「避難を要する事態が発生する具体的危険の疎明は十分とは言えず、不備は認められない」と退けた。